

【主 催：ふじさわ観光名産品協議会】

地元の名産品を大募集！

ふじさわ観光名産品協議会は、藤沢市の名産品・特産品を市内外にPRし、販路拡大と地場産業の振興を図ることを目的に活動をしています。現在、54商品が「ふじさわ観光名産品」に認定されておりますが、その認定期間が2020年3月末をもって終了するため、改めて「ふじさわ観光名産品」を募集することとなりました。

郷土色豊かな優秀な商品のご出品をお待ちしております！ぜひご応募ください。

- 募集期間 2019年9月18日（水）から10月18日（金）まで
- 対象商品 和洋菓子、酒類、肉類・水産加工品、食品、衣類・土産品など藤沢のものとして市内外にPRできるもの
- 応募品数 1社3商品まで
- 申請料 1商品につき3,000円（申請料の返金はできません）
- 応募方法 裏面の申請書に必要事項をご記入の上（複数出品の場合は、それぞれに申請書を作成）、商工会議所事務局又は下記の応募要件(1)に規定する業種・業界団体まで申請料を添えてお申込ください

- 応募要件 協議会において申請を受け付ける商品は、次の各号に掲げる要件を備えたものとする

- (1) 以下に掲げる業種・業界団体のいずれかに所属しており、推薦されたもの
 - ①藤沢菓子組合、②江の島観光会、③藤沢小売酒販組合、④藤沢食肉商組合、⑤藤沢鮮魚商業協同組合、⑥(公社)藤沢市観光協会、⑦(公財)湘南産業振興財団、⑧藤沢商工会議所
- (2) 6ヶ月以上の販売実績があり、なおかつ継続的に提供できるもの
- (3) 関係法令に違反しないもの
- (4) 適正な価格であると認められるもの
- (5) 名称、意匠または材料のいずれかが藤沢市にふさわしい要素を有するもの
- (6) 藤沢市内において生産、加工又は販売されているもの
- (7) 包装方法・保存方法及び表示方法が適正であると認められるもの

- 審査方法 協議会内に審査会を設置し、審査を行います
- 審査日 審査会は11月に開催予定（応募者には後日連絡します）
 - ※審査会へ商品をご提出していただく必要があります
- 認定 審査により選定基準に適合した商品を「ふじさわ観光名産品」に認定します
 - ※審査において特に優秀であると認められた商品は、特別賞として表彰します
- 認定期間 3年間（2020年4月1日～2023年3月31日）
 - ※認定基準に適合しなくなった場合は、認定を取り消すことがあります
- 認定商品 認定商品を掲載したパンフレットの作成や証票（認定シール）を貼付、様々なイベントへの出品など、広く市内外に対して認定商品のPRを行うことができます
- 入会 商品が認定された事業所は、「ふじさわ観光名産品協議会」にご入会いただきます
 - ※会費として1商品につき年額8,000円をご負担いただきます
- 注意 審査員は、学識経験者や消費者、行政、業種・業界団体など外部審査員で構成し、厳正な審査を行います。審査は、現在認定されている商品を含め、全ての商品が対象で、これまでに認定されたことのある商品も認定されない場合もあります。審査結果への異議は受け付けませんのでご了承ください。

主 催 ふじさわ観光名産品協議会（藤沢商工会議所内）
ホームページ <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~meisan/>
問合せ 藤沢商工会議所 経営支援部振興課
〒251-0052 藤沢市藤沢 607-1
TEL：0466-27-8888 FAX：0466-27-8664